

## 見解及び了解に関する公文

一 本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関連し、下名は、次のとおり記録する。

(i) 日本国側代表団の代表は、当時のインド共和国外務大臣プラナーブ・ムカジー氏が二千八年九月五日に行つた声明（以下「九月五日の声明」という。）が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べた。

(ii) 協定第十四条の規定を実施するに当たり、日本側代表団の代表は、(i)に規定する基礎に何らかの変更がある場合には、日本国政府が同条に規定する権利を行使し、及び同条に定める手続を開始することができる旨述べた。

(iii) 日本国側代表団の代表は、九月五日の声明に違反するインドの行動は通常の状況からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べた。そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従つて停止される。

- (iv) 日本国側代表団の代表は、更に、そのような場合において、発電の中止がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中止を理由とする損失についての補償に関するインドの請求に対し、日本国が協定第十四条<sup>9</sup>に規定する協議を通じて異議を申し立てる権利を留保する旨述べた。
- (v) インド側代表団の代表は、九月五日の声明をインド共和国政府が再確認する旨述べた。
- 二 前記については、両国の見解の正確な反映であることが了解される。

二千十六年十一月十一日に東京で

日本国政府のために

大菅岳史

インド共和国政府のために

アマンディープ・シン・ギル